

東京大学リスク・コンプライアンス統括部 特任専門員（特定有期雇用教職員）募集要項

職名及び人数	特任専門員 2名
契約期間	令和8年10月1日以降できるだけ早い時期 ～ 令和9年3月31日 ※勤務開始日は応相談
更新の有無	更新する場合があります。 更新する場合は1年ごとに行う。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	リスク・コンプライアンス統括部（東京都文京区本郷7-3-1） 変更の範囲：原則同一部局内
業務内容	東京大学におけるリスク管理（リスクの特定、評価、対応、モニタリング等の活動を通じたリスクの顕在化の防止並びに顕在化した場合の適切な対処及び再発防止を図る一連の活動）の統括に関する業務 具体的には、主に次の業務内容となります。 ・10学部、15研究科、11研究所を含む約110部局におけるリスクプロファイル、リスクマップの確認・更新を行うとともに、各部局からのインシデント発生報告におけるリスク・コンプライアンス統括部長及びCROに対するレポート及び各部局に対する専門的支援、助言、指導と対応に係るモニタリング ・リスク・コンプライアンス統括部の特任専門員として、担当部長・担当課長相当職と同等に特に命じる専門的業務に従事 ・各部局リスク管理責任者に対する研修・啓発活動 ・その他リスク管理に関する体制整備業務 参考資料：東京大学リスクポリシー https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_naiki/utnik-065.pdf 東京大学リスク管理規則 https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_pdf/r080625008.pdf 東京大学リスクガバナンス強化に向けた対応方針 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400285437.pdf 変更の範囲：配置換及び兼務を命じることがある。
就業時間・休日	標準的な就業日・時間は週5日（月曜日～金曜日）9:00～17:45（12:00～13:00休憩）。土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は原則休日。ただし、管理職相当のため始業・終業の時刻、休憩時間、休日等の就業上の規定は適用されない。
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	年俸制を適用し、管理職手当相当額及び業績・成果手当を含め月額70万円～90万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円／月まで）

加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	1) 大規模組織でのリスク管理、特に統合リスク管理、オペレーショナルリスク管理での経験と関連知識を有すること 2) 円滑なコミュニケーション能力・調整能力があり、他の教職員と協調しながら自立的に業務遂行ができること
提出書類	1) 履歴書（任意様式） 2) 職務経歴書（リスクマネジメントに関する実績と経験及び自己評価能力等 A4 で 2 頁以内） 3) 志望動機（A4 で 2 頁以内）
提出方法	上記書類の電子ファイルを以下の提出先フォルダ（URL は以下に記載）にアップロードして下さい。 （提出先フォルダ） https://univtokyo.sharepoint.com/:f:/t/Teams.risk-com_group.adm/lgBaTteCA9nOTqsUITcsqLdKAZHM7UWjTMxksnb8LJ1pjiQ ※ 2 ～ 3 日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。 ※ 応募書類は原則として返却しませんので、あらかじめご了承ください。
応募締切	令和 8 年 9 月 1 4 日（月）必着 ※ ただし上記締切前であっても、応募状況により募集終了を早める場合がある。
選考方法	第一次選考 書類選考 第二次選考 面接選考（日時は第一次選考通過者に別途連絡）
問い合わせ先	〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1 リスク・コンプライアンス統括部 リスク・コンプライアンス課 リスク・マネジメントチーム 担当：角野（すみの） TEL: 080-4068-8824 e-mail: riscomsoumu.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	・ 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・ 選考にかかる旅費は一切支給しません。 ・ 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。